

[illegible]

至 令和 7 年 9 月 1 2 日

別 海 町 議 会

別海町議会会議録

第1号（令和 7年 9月 8日）

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | | 提出案件の概要説明 |
| 日程第 7 | 議案第72号 | 令和7年度別海町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第 8 | 議案第73号 | 令和7年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 9 | 議案第74号 | 令和7年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第75号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第76号 | 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第77号 | 別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第78号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について |
| 日程第14 | 議案第79号 | 北海道市町村総合事務組合規約の変更について |
| 日程第15 | 議案第80号 | 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程第16 | 議案第81号 | 財産の取得について（小・中学校児童生徒用タブレット端末） |
| 日程第17 | 議案第82号 | 財産の取得について（別海町酪農工場アイスクリームフリーザー） |
| 日程第18 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第19 | 諮問第 2号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第20 | 諮問第 3号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第21 | 認定第 1号 | 令和6年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第22 | 認定第 2号 | 令和6年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第23 | 認定第 3号 | 令和6年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第24 | 認定第 4号 | 令和6年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ |

いて

日程第 2 5	認定第 5 号	令和 6 年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 6	認定第 6 号	令和 6 年度町立別海病院事業会計決算認定について
日程第 2 7	認定第 7 号	令和 6 年度別海町水道事業会計決算認定について
日程第 2 8	認定第 8 号	令和 6 年度別海町下水道等事業会計決算認定について
日程第 2 9	同意第 1 号	別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 3 0	同意第 2 号	別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 3 1	同意第 3 号	別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 3 2	報告第 1 2 号	放棄した債権の報告について
日程第 3 3	報告第 1 3 号	令和 6 年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6		提出案件の概要説明
日程第 7	議案第 7 2 号	令和 7 年度別海町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 8	議案第 7 3 号	令和 7 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 9	議案第 7 4 号	令和 7 年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 0	議案第 7 5 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 1	議案第 7 6 号	職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 2	議案第 7 7 号	別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 3	議案第 7 8 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第 1 4	議案第 7 9 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第 1 5	議案第 8 0 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第 1 6	議案第 8 1 号	財産の取得について（小・中学校児童生徒用タブレット端末）
日程第 1 7	議案第 8 2 号	財産の取得について（別海町酪農工場アイスクリームフリーザー）
日程第 1 8	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 1 9	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 2 0	諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 2 1	認定第 1 号	令和 6 年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第22	認定第2号	令和6年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第23	認定第3号	令和6年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第24	認定第4号	令和6年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第25	認定第5号	令和6年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第26	認定第6号	令和6年度町立別海病院事業会計決算認定について
日程第27	認定第7号	令和6年度別海町水道事業会計決算認定について
日程第28	認定第8号	令和6年度別海町下水道等事業会計決算認定について
日程第29	同意第1号	別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第30	同意第2号	別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第31	同意第3号	別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第32	報告第12号	放棄した債権の報告について
日程第33	報告第13号	令和6年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について

○出席議員（16名）

1番	市川聖母	2番	吉田和行
3番	高橋眞結美	4番	伊勢徹
5番	貞宗拓雄	6番	宮越正人
7番	横田保江	8番	田村秀男
9番	小椋哲也	10番	外山浩司
11番	今西和雄	12番	松原政勝
13番	中村忠士	14番	佐藤初雄
副議長 15番	戸田憲悦	議長 16番	西原浩

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	曾根興三	副町長	浦山吉人
教育長	相澤要	代表監査委員	竹中仁
監査委員	斉藤雅美	選挙管理委員会委員長	永田雅夫
農業委員会会長	信夫重勝	総務部長	伊藤輝幸
総合政策部長	松本博史	経営管理部長	寺尾真太郎
福祉部長	宮本栄一	保健生活部長	小川信明
産業振興部長	小野武史	建設水道部長	外石昭博
病院事務長	三戸俊人	会計管理者	干場富夫
教育部長	干場みゆき	農業委員会事務局長	川畑智明
監査委員事務局長	木戸口誠	総務部次長	竹中利哉
総務部次長	松田勝広	総務部次長	岩口裕昭

総合政策部次長 小 村 茂
保健生活部次長 千 葉 宏
建設水道部次長 新 堀 光 行
教 育 部 次 長 田 畑 直 樹
人 事 財 産 課 長 齋 藤 陽
老人保健施設事務長 渡 辺 久 利
母子健康センター長 根 本 博 美
商工観光課長 堀 込 美 穂
図 書 館 長 他 堀 啓
人事財産課主査 浦 部 裕美子

福 祉 部 次 長 石戸谷 友 絵
保健生活部次長 谷 村 将 志
教 育 部 次 長 福 原 義 人
教 育 部 次 長 角 川 具 哉
介護支援課長 高 橋 勇 樹
生活環境課長 上 田 健 一
農 政 課 長 皆 川 学
生涯学習課長 立 澤 雅 彦
人事財産課主幹 武 田 聖 士

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 入 倉 伸 顕

主 幹 木 幡 友 哉

○会議録署名議員

1 番 市 川 聖 母
3 番 高 橋 眞結美

2 番 吉 田 和 行

◎開会宣告

○議長（西原 浩君） おはようございます。

会議に入ります前に申し上げます。

本会期中は、報道関係者の写真撮影と、パソコンの使用を許可しております。

庁舎内は、ナチュラル・ビズ・スタイル、年間を通した働きやすい服装が実施されております。議場内においてもネクタイを着用しないことを許可しておりますので、申し上げます。

また、議場内の気温が上昇することが予想されておりますので、上着を脱ぐことを認めます。

なお、議場内において、体調管理のために必要な、水分の補給を許可しておりますので、併せて申し上げます。

ただいまから、令和７年第３回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は１６名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

ここで議事に入ります前に、表彰状の伝達を行います。

○議会事務局長（入倉伸顕君） このたび、長年にわたる議員の職責を通して、地方自治の振興発展に貢献された功績により、北海道町村議会議長会から、令和７年自治功労者として、戸田憲悦副議長が、議員在職２５年以上表彰を受賞されました。

このことを受けまして、これから西原議長から表彰状の伝達を行います。

戸田副議長は、前にお進みください。

○議長（西原 浩君） 表彰状。

別海町議会、戸田憲悦殿。

あなたは町村議会議員として、長年にわたり、地域の振興発展及び住民福祉の向上に尽くされた功績は誠に顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

令和７年６月１０日、北海道町村議会議長会会長、渡部孝樹。

おめでとうございます。

○議会事務局長（入倉伸顕君） 以上で表彰状の伝達を終わります。

席にお戻りください。

○議長（西原 浩君） それでは、会議を続けます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（西原 浩君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により議長において指名いたします。

１番市川議員。

○１番（市川聖母君） はい。

○議長（西原 浩君） ２番吉田議員。

○２番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） ３番高橋議員。

○3番（高橋眞結美君） はい。

○議長（西原 浩君） 以上、3名を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（西原 浩君） 日程第2 議会運営委員長から委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は、報告のみであります。

○議会運営委員長（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 議会運営委員長。

○議会運営委員長（小椋哲也君） 8月25日及び9月1日に開催いたしました議会運営委員会で、第3回定例会に係る運営等について協議をいたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

第3回定例会に町側から提出されております案件は、全部で27件であります。

内容は、令和7年度各会計補正予算が3件、条例の一部改正が3件、各組合規約の変更が3件、財産の取得が2件、人権擁護委員候補者の推薦が3件、令和6年度各会計決算認定が8件、固定資産評価審査委員会委員の選任が3件、放棄した債権の報告と、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告の2件であります。

これら、提出案件のうち、令和7年度各会計補正予算の3件と、令和6年度各会計決算認定の8件を除いては、委員会への付託は省略し、本会議において、質疑、討論、採決すべきものとして、令和7年度各会計補正予算及び令和6年度各会計決算認定については、予算決算審査特別委員会に付託して慎重な審査をすべきものと決定いたしました。

なお、令和7年度各会計補正予算3件、各組合規約の変更の3件、令和6年度各会計決算認定の8件については、関連がありますので、それぞれ一括議題とすることに決定いたしました。

放棄した債権の報告、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、報告のみであります。

次に、会期及び議事日程であります。

第3回定例会の会期は、9月8日から9月12日までの5日間とし、初日には、町長提出議案の内容説明、質疑を行います。

2日目は、一般質問を行い、3日目と4日目は休会とします。

3日目は、令和7年度各会計補正予算の審査のため、予算決算審査特別委員会を開催し、予算決算審査特別委員会終了後に広報・広聴常任委員会を開催します。

4日目は、総務産業常任委員会、福祉文教常任委員会をそれぞれ開催します。

5日目最終日は、特別委員会に付託した議案の審査結果の報告と、町長提出議案の討論、採決を行い、その後、議員発議案件等の内容説明、質疑、討論、採決を行うことと決定しました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、田村議員、中村議員、伊勢議員、市川議員、外山議員、吉田議員の6名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規定に基づき、通告順に行うこととしました。

議員各位、理事者におかれましては、効率的な議会運営と活発な政策議論となるよう、町民にわかりやすい簡明かつ明確な質問や答弁に配慮されますようお願い申し上げます。

次に、請願、陳情等についてであります。

請願、陳情等に係る対応については、慎重に協議いたしました。

その結果は、お手元に配付のとおりであります。

陳情等の写しは、議員控室で閲覧できますので、賛同される議員は、議員発議により提出願います。

次に、議員発議案件であります。

現在、予定されております議員提出案件は4件であります。

内容は、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書案が戸田議員から、事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書案が、総務産業常任委員会から、義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書案及び安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書案が福祉文教常任委員会から、それぞれ提出されるもので、いずれも定例会最終日に提案することとなっております。

最後に反問権、発言の機会の付与についてですが、町長ほか職員が、議長の許可により議員の質問に対して、論点を明確にするためのもので、議会での議論が活性化し、議論のポイントを町民の皆様に分かりやすくするために導入したものであります。

町長をはじめ執行機関並びに議員各位はその趣旨を十分御理解頂きますようお願いいたします。

以上で、議会運営委員会で協議しました内容の報告とします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（西原 浩君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月12日までの5日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月12日までの5日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（西原 浩君） 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第5 行政報告

○議長（西原 浩君） 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長（曾根興三君） おはようございます。

本日、令和7年第3回の町議会定例会を招集させていただきました。

議員の皆様方におかれましては、大変暑い中、また時節柄お忙しい中、御出席を賜りましたことを感謝申し上げます。

定例会開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

初めに、6月の第2回定例会以降、この間に行った主要な要請活動について御報告いたします。

まず、7月16、17日、この日には、全道の自治体で組織しております自衛隊関係のいろいろな協議会、これの団体で、防衛省に対する令和8年度の予算について、要請を行っております。

また、7月31日は、道路整備促進及び海岸保全、そういう事業の内容につきまして、国交省及び国会議員への要請活動を行っております。

8月5日、6日、これは、根室管内開発期成会での道、国への要請活動を行っております。

さらに、8月4日、25日、28日、この3日間は、本町単独で別海駐屯地並びに第5旅団、さらには札幌の北部方面総監や北海道防衛局に対しまして、矢臼別演習場を使う自衛官に対してのいろいろな要請、また、駐屯地に対する支援、そういうことについて、独自要請を行っております。

また、6月26日に、中谷元防衛大臣が、町内の防衛施設視察のために、来町をされました。

現職の防衛大臣に来町いただいたことは、沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練、これの受入れの際に、当時の臼井防衛庁長官が来町されて以来、28年ぶりでございます。

さらに、8月7日には、伊東良孝北方担当大臣が北方領土洋上慰霊の際に来町されまして、郷土資料館を視察されております。

短期間にお2人の現職大臣が別海町へ来ていただくことができたことは大変名誉なことであると感謝しております。

次に、酪農学園大学との包括連携協定の締結についてでございます。

8月29日、町と酪農学園大学との間で、両機関が包括的な連携を通じて、学術の振興及び豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的とした包括連携協定を締結いたしました。

今後は、農業における地域課題の明確化、そしてその解決に関すること、また、人的支援、人材育成に関することなど、豊かな地域社会の形成と発展、教育調査研究の推進に向けて、より一層連携を強化した取組を行えることと、期待をしているところでございます。

続いて、産業の動向についてでございます。

初めに、酪農畜産の情勢についてです。

町内の生乳生産は、本年1月から7月までで28万8,000トン、これは対前年比100.4%です。

販売額では345億3,000万円。これは対前年比100%となっております。

前年度とほぼ同程度で推移しておりますが、今後、暑熱被害による影響、また受胎の遅れなどで、乳量の減少が懸念されております。

一方、牧草の生育状況につきましては、9月1日現在で、2番層は平年並みですが、飼料用トウモロコシにつきましては気温が高かったことから、生育は例年より7日早く進んでおります。

また、牧草は、天候に恵まれ、良質な粗飼料としてできたことから、今年産の牧草に餌が切り替わります涼しくなる秋、これ以降につきましては、生産量が伸びるものと、期待しております。

また、管内における家畜の暑熱被害でございますが、6月1日から8月15日までの間で30頭が熱射病を発症しまして、うち死亡または廃用が13頭となりまして、昨年の熱

射病２頭、死亡牛ゼロ、これと比較して、多大な暑熱被害が発生しているところでございます。

次に、水産業の状況です。

野付別海両漁協における本年８月までの漁獲量は、水揚げ数量で、１万９、２００トン、これは対前年比で１２４％です。

金額では１１６億３、３００万円、これで、これは対前年比で２２０％となっております。

昨年と比較しますと、水揚げ数量並びに金額ともに大幅に状況上昇しているところではございます。

これはカレイとニシンの水揚げも好調でしたけれども、５月まで操業しておりました今期のホタテ漁場、これが４年ごとのサイクル的に大変好漁場であったということもあり、また、単価も高かったことから、漁獲量、漁獲金額ともに大幅な増額につながったものでございます。

一方本町の主要漁業であります秋サケ定置網漁は、例年９月１日から解禁するところですが、本年の秋サケ来遊予測が、過去に例のない、大変厳しい予測であるという報告を受けまして、根室管内さけます増殖事業協会では、採卵用の親魚、おやざかなですね、これを確保するために、９月１日から７日まで、網入れ自主規制期間として、サケ釣り等を自粛してもらうよう呼びかけるなど、取組を実施しておりまして、町としても、将来の資源確保のため、協力していきたいと考えております。

なお、根室北部及び南部地区では、本日から順次網入れが行われ、段階的に水揚げが始まります。

依然、漁獲量の低迷が危惧されているところでありますが、引き続き注視しているところでございます。

次に、商工業と観光についてです。

別海町中小企業振興行動指針、これに基づく担い手育成の一環として、昨年に引き続きまして、４月に別海高校生と地元企業との懇談会を実施いたしました。

懇談会には、企業１５社が参加し、１７名の生徒と企業が直接対話することができまして、業務内容や、職種の理解、これが深まり、地元企業への就職希望者の増加と、それから就職後の早期離職防止、これの一助になるものと、考えているところでございます。

観光客の入込み数につきましては、７月現在、１６万８、０００人と前年より４万２、０００人ほど増えております。

これは昨年度中止となっておりましたえびまつりが、１日でございますけど、開催されたことから、観光客の増加につながったものと考えております。

最後に建設工事等の発注状況についてでございます。

８月末現在で、工事及び業務委託を合わせまして、９６件、金額で２７億４、６００万円と、本年度計画のおよそ７９％を発注しておりまして、おおむね計画どおり進捗している状況でございます。

今後の入札につきましては、２か年国債での道路工事、また町有車両によります除雪業務委託などが予定しているところでございます。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。

この後の定例会におきまして御審議、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎日程第 6 提出案件の概要説明

○議長（西原 浩君） 日程第 6 提出案件の概要について説明があります。

○副町長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（浦山吉人君） それでは、本定例会に提出をいたしました議案等につきまして、その概要を説明させていただきます。

なお、提案理由につきましては、議案等が上程をされた際に、詳細を説明いたしますので、私からは、概略の説明とさせていただきます。

提出をいたしました案件は、議案が 11 件、諮問が 3 件、認定が 8 件、同意が 3 件、報告が 2 件でございます。

議案第 72 号は、一般会計補正予算です。

ふるさと応援寄附金の収入見込額に連動いたしました、経費の精査及び物価高騰対策として、地方創生臨時交付金等を活用して実施をする定額減税調整給付金給付事業の不足見込みによる増のほか、地域活性化起業人推進事業や、地域貢献中小企業支援事業などにより、合計で 54 億 7,500 万円の増額補正を行うものです。

議案第 73 号は、別海町介護サービス事業特別会計補正予算です。

通所リハビリテーション事業で使用する送迎バスの更新について、納期の都合により、債務負担行為により、令和 8 年度の更新を予定しておりますが、現在設定している限度額では不足する見込みとなったことから、債務負担行為限度額について増額補正をするものです。

議案第 74 号の別海町介護保険特別会計補正予算は、令和 6 年度分介護給付費及び地域支援事業費の確定による返還金の増額により、1,130 万円を増額補正するものです。

続きまして議案第 75 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 76 号、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和 7 年 1 月 8 日に、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が公布をされ、段階的に施行されているところですが、令和 7 年 10 月 1 日から施行される育児時間の多様化や、子の年齢に応じた柔軟な働き方の実現などに対応できるよう、条例の一部改正を行うものです。

議案第 77 号、別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定については、介護保険法の改正により、特定入所者介護サービス費の負担限度額の設定に係る所得区分の一部が見直されたことから、所要の改正を行うものです。

議案第 78 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議案第 79 号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第 80 号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、本町が加入をしております各組合の構成団体である一部事務組合が解散をし、当該組合を脱退することに伴い、規約別表の一部変更について協議を求められたため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 81 号及び第 82 号、財産の取得については、8 月 21 日に入札を行った小中学校児童生徒用タブレット端末及び別海町酪農工場アイスクリームフリーザーについて、いずれもその予定価格が 1,500 万円を超えることから、議会の議決を求めるものです。

諮問第 1 号から第 3 号、人権擁護委員候補者の推薦については、令和 7 年 12 月 31 日をもって、本町内の人権擁護委員 3 名の方が、任期満了となることから、2 名の方を再任の候補者とし、新たに 1 名の方を候補者として法務大臣へ推薦することについて、議会の

意見を求めるものです。

認定第1号から第8号までの8件については、令和6年度各会計決算の認定についてです。

地方自治法の規定に基づき、各会計の決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

同意第1号から同意第3号、別海町固定資産評価審査委員会委員の選任については、令和7年9月30日をもって委員3名の任期が満了となることから、3名ともに再任をいたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

報告第12号は、放棄した債権の報告についてです。

別海町債権管理条例に基づき、令和6年度中に放棄をした債権について議会に報告をするものです。

報告第13号、令和6年度決算に基づく、別海町健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づき、監査委員の意見を付して、議会に報告をするものです。

以上で提出をいたしました議案の概要説明とさせていただきます。

御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君）　ここでお諮りします。

本定例会に提出されております議案第75号から諮問第3号までの11件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第75号から諮問第3号までの11件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第7　議案第72号から日程第9　議案第74号まで

○議長（西原 浩君）　日程第7　議案第72号令和7年度別海町一般会計一般会計補正予算（第4号）、日程第8　議案第73号令和7年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）、日程第9　議案第74号令和7年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号）の3件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

この3件の補正予算については、予算決算審査特別委員会に付託し、詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については、要点のみにとどめて説明願います。

それでは、初めに、議案第72号令和7年度別海町一般会計補正予算（第4号）の説明を求めます。

○経営管理部長（寺尾真太郎君）　はい、議長。

○議長（西原 浩君）　経営管理部長。

○経営管理部長（寺尾真太郎君）　議案第72号の内容説明をいたします。

令和7年度別海町一般会計補正予算書の1ページを御覧ください。

令和7年度別海町一般会計補正予算（第4号）。

令和7年度別海町一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54億7,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ369億3,270万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、繰越明許費の補正。

繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

第4条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

2ページにお進みください。

第1表、歳入歳出予算補正で、補正額の欄で申し上げます。

まず歳入です。

1款、町税、1項と2項で、8,358万5,000円の増。

10款、地方特例交付金、1項で、68万2,000円の増。

11款、地方交付税、1項で、6,176万8,000円の減。

13款、分担金及び負担金、1項で、66万7,000円の増。

15款、国庫支出金、2項と3項で、1,831万9,000円の増。

16款、道支出金、2項で、60万円の増。

18款、寄附金、1項で、50億3,116万4,000円の増。

19款、繰入金、1項で、2億6,820万円の増。

20款、繰越金、1項で、9,754万1,000円の増。

21款、諸収入、5項で、3,391万円の増。

22款、町債、1項で、210万円の増。

歳入合計で54億7,500万円の追加です。

3ページにお進みください。

歳出です。

2款、総務費、1項から3項で、53億8,363万8,000円の増。

3款、民生費、1項と2項で、3,871万2,000円の増。

4款、衛生費、1項と2項で、454万3,000円の増。

6款、農林水産業費、3項と4項で、553万8,000円の増。

7款、商工費、1項で、3,460万円の増。

9款、消防費、1項で、31万3,000円の増。

10款、教育費、2項と3項及び5項と6項で、765万6,000円の増。

歳出合計で54億7,500万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ369億3,270万円とするものです。

4ページにお進みください。

第2表、債務負担行為補正で3件の追加です。

1件目、矢臼別演習場周辺農業用施設設置助成事業は、計根別着陸場近隣農家への牧柵

設置工事で、期間は令和8年度、限度額は1億8,223万1,000円。

2点目、防衛施設周辺障害防止事業は、矢臼別演習場土砂流出対策に係る工事や、調査業務等を行うもので、期間は令和8年度、限度額は6,553万1,000円。

3件目は、防衛施設周辺道路整備における、根室中部3号主要幹線改良舗装工事で、期間は令和8年度、限度額は2億711万7,000円とするものです。

次に、第3表、繰越明許費補正で1件の追加です。

2款、総務費、1項、総務管理費、移住促進事業、移住者用住宅確保対策事業は、移住環境整備の緊急対策として、アパート新築及び空き家改修を行う事業者等に対し補助するものですが、年度内に完了しない見込みのため本事業の補正予算額と同額の2億8,875万円を限度額として設定するものです。

5ページにお進みください。

第4表、地方債補正で1件の変更です。

別海高等学校教育支援事業は、今回の補正で寄宿施設等助成事業部分について、入居費助成等の増額補正を行いたいとすることから、補正前の限度額5,350万円に210万円を追加し、補正後の限度額を5,560万円とするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

1番下段、合計になりますが、補正前の限度額16億910万円に210万円を追加し、補正後の限度額を16億1,120万円とするものです。

次の7ページから最終ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明につきまして、全て省略させていただきます。

以上で議案第72号一般会計補正予算（第4号）の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第73号令和7年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の説明を求めます。

○老人保健施設すこやか事務長（渡辺久利君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 老人保健施設すこやか事務長。

○老人保健施設すこやか事務長（渡辺久利君） はい。

議案第73号の内容について説明いたします。

別冊の令和7年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算書1ページをお開きください。

令和7年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条債務負担行為の補正。

債務負担行為の変更は、「第1表 債務負担行為補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、債務負担行為補正で1件の変更です。

老人保健施設車両購入は、物価の高騰に伴い、購入費用に増額が生じ、債務負担行為限度額の不足が見込まれるため、期間に変更はありませんが、限度額について1,622万1,000円から1,700万円に変更するものです。

以上で議案第73号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第74号令和7年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を求めます。

○介護支援課長（高橋勇樹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（高橋勇樹君） 議案第74号の内容を説明いたします。

別冊の令和7年度別海町介護保険特別会計補正予算書1ページをお開きください。

令和7年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億700万円とする。

以降、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

まず歳入です。

1款、保険料、1項で、476万6,000円の増。

3款、国庫支出金、1項と2項で、277万1,000円の減。

7款、繰入金、2項で、858万円の増。

8款、繰越金、1項で、72万5,000円の増。

歳入合計で1,130万円の増額です。

次に歳出です。

5款、諸支出金、1項で、1,130万円の増。

歳出合計で1,130万円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億700万円とするものです。

3ページから7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、説明を省略いたします。

以上で議案第74号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、議案第72号から議案第74号までの令和7年度別海町各会計補正予算の3件についての内容説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の令和7年度別海町各会計補正予算の3件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって議案第72号から議案第74号までの3件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま、全員による予算決算審査特別委員会に付託されましたので、本会議での質疑は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって本会議での質疑は省略することに決定いたしました。

◎日程第１０ 議案第７５号

○議長（西原 浩君） 日程第１０ 議案第７５号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○人事財産課長（齋藤 陽君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 人事財産課長。

○人事財産課長（齋藤 陽君） はい。

議案第７５号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

本条例改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、令和７年１０月１日から施行される事項について所要の改正を行うものです。

法律改正の主な内容、趣旨としましては、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、国家公務員制度に準じて地方公務員の部分休業制度を拡充する内容となります。

この法改正を受けての本条例の主な改正内容としましては、育児に関する部分休業については、これまで、勤務時間の始めまたは終わりに限り、１日につき２時間取得可能でしたが、改正後は、１日の勤務時間の始めまたは終わりに限らず、１日につき２時間取得可能とするとともに、今回の育児休業法の改正により新たに新設される部分休業について、その請求可能時間の上限を、勤務日１０日間相当の時間とするなど、育児時間の多様化、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置に関する改正を、国の法改正に基づき行う内容となっております。

それでは、本条例の具体的な改正か所の説明に移ります。

議案書では、４ページから６ページにおいて、改正文をお示ししておりますが、議案書の朗読は省略させていただき、議案資料により、説明させていただきます。

議案資料の１ページをお開き願います。

職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表です。

右側が改正前、左側が改正後となります。

まず、ページ上段の第２条の３第１号の下線部分及びページ１番下の行、第１７条の表中の下線部分の改正については、今回の改正事務を機に表現内容、文言を整理するものです。

次に、２ページとなりますが、中段、第１８条第２号についても、今回の一部改正に合わせて、略称規定の廃止など、条文を整理を行うものとなります。

次に、２ページ下段、第１９条第１項から次のページ中段の第３項までですが、これまで部分休業としていた名称を、第１号部分休業に名称を変更するとともに、これまでは勤務時間の始めまたは終わりに限り、３０分単位で１日につき２時間まで取得可能とされていましたが、今回の法改正の内容に合わせて、勤務時間の始めと終わりに限らず、３０分単位で１日につき２時間まで取得可能として定めるものです。

次に３ページにお進み願います。

下段の第１９条の２から、次のページになりますが、１９条の５までは、法律、今回の

育児休業法の改正に伴い、新たに新設された部分休業、名称が、第2号部分休業となります。

3ページ下段の第19条の2では、新しいこの第2号部分休業は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の全部または一部について勤務しないことを、1年につき10日を超えない範囲で承認できることを定めるものです。

続いて4ページ上段、第19条の3は、前条の1年間の期間というのを毎年4月1日から翌年3月31日までの年度単位とすることを定めるものです。

第19条の4では、正職員、非常勤職員ともに、1年間の取得日数は10日分の時間、正職員では、1日の勤務時間が7時間45分ですので、10日分で77時間30分とすることを定めています。

第19条の5は、職員が育児時間の当初の請求パターンの中身を変更することができる特別の事情を定めています。

1番下の第20条の改正は、部分休業について、改正前は明示されていなかった法律の引用部分を明示するとともに、改正前、別海町職員の給与に関する条例と記載されている部分については、本条例第7条で給与条例と既に略称で規定されていたことから、今回の改正を機に、略称規定に変更するものです。

5ページにお進みます。

上段となりますが、第21条は、部分休業の承認取消し事由を、4ページ、第19条の5に定める変更事由内容と同様とする旨を定めています。

最後に、附則1条といたしまして、この条例は令和7年10月1日から施行するとするものです。

第2条、経過措置といたしまして、第2号部分休業の取得については、毎年4月から3月までの1年間で10日分の時間数となりますが、条例の施行日を今年の10月1日としているため、令和8年3月31日までで、ちょうど半年間となることから、今年度、その間に取得できる日数は10日の半分の5日間とする経過措置を定めるものです。

以上で議案第75号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第75号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第11 議案第76号

○議長（西原 浩君） 日程第11 議案第76号職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○人事財産課長（齋藤 陽君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 人事財産課長。

○人事財産課長（齋藤 陽君） はい。

議案第76号、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

本条例改正も、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、令和7年10

月 1 日から施行される事項について、所要の改正を行うものです。

主な改正内容としましては、妊娠または出産等についての申出をした職員や、3 歳未満の子を養育する職員に対して、仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供及び制度の利用に係る意向確認等の措置を行うことなど、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置に関する個別の周知意向確認について、国と同様に、新たに規定する内容となります。

それでは、本条例の具体的な改正か所の説明に移ります。

議案書では 7 ページから 9 ページにおいて、改正文でお示ししておりますが、議案書の朗読は省略させていただき、議案資料により説明させていただきます。

議案資料の 6 ページをお開き願います。

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の新旧対照表です。

右側が改正前、左側が改正後となります。

6 ページ上段の右側、改正前の第 15 条及び下段の第 15 条の 3、次のページになりますが、改正前の第 15 条の 4 及び第 17 条の 2 につきましては、条文の登載か所を、国の改正案に合わせて移動する内容となります。

このため、条文そのものの内容に変更はありません。

6 ページの改正前の右側下段、15 条の 3 及び次のページの 15 条の 4 につきましては、8 ページ下段から 9 ページ中段の左側、改正後の 19 条の 3 及び 19 条の 4 に掲載か所を変更するものとなります。

また、7 ページとなりますが、右側中段の改正前の 17 条の 2 についても、9 ページ左側下段の改正後の第 20 条にそれぞれ、掲載か所を変更するものとなります。

ページが前後して申し訳ありません。続いて、7 ページを御覧願います。

中段左側、改正後の第 19 条の 2 を御覧ください。

次のページにかけてとなりますが、この条が、今回法律の改正に伴い、新たに規定する内容となります。

第 19 条の 2 第 1 項については、職員本人やその配偶者の妊娠、出産等を職員が申出た場合に、子や家庭環境の事情に応じた仕事と育児の両立に関する事項について、該当職員の意向を個別に聴取するとともに、子育て支援制度の内容を、該当職員に周知するための措置を講ずることを定めています。

続いて 8 ページになります。

中段上部の第 2 項についても、職員の子が 3 歳になるまでの適切な時期に、第 1 項と同様に、該当職員に対し、個別に意向を聴取するとともに、制度の内容を周知するための措置を講ずることを定めています。

同じく 8 ページ下段、第 3 項については、第 1 項及び第 2 項で確認した該当職員の意向については配慮しなければならないことを定めています。

最後に附則となります。

9 ページを御覧願います。

9 ページ下段、附則第 1 条として、この条例は令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行するとするものです。

10 ページになります。

第 2 条として、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 19 条の 2 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置

を講ずることができる。

この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は同項の規定により講じられたものとみなすとするものです。

以上で議案第76号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第76号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時03分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第12 議案第77号

○議長（西原 浩君） 日程第12 議案第77号別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○老人保健施設すこやか事務長（渡辺久利君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 老人保健施設すこやか事務長。

○老人保健施設すこやか事務長（渡辺久利君） 議案第77号、別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

議案書の10ページをお開きください。

本条例は、令和6年1月から12月までの老齢基礎年金の満額支給額が、負担限度額の認定における基準額80万円を超えることを踏まえ、低所得者の自己負担に影響が出ないよう、介護保険法の規定による食費の負担限度額等の一部改正が告示され、食費及び居住費等の負担限度額の改正が行われたことに伴い、本町においても、国の基準に準拠していることから、同様の改正を行おうとするものです。

改正本文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により御説明いたします。

議案資料の11ページをお開きください。

11ページから14ページまでが、本改正案の新旧対照表で、表の右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

まず、第3条関係、別表1の11ページから12ページ中段までの5項、短期入所療養介護事業に係る内容です。

区分では、利用者負担第2段階の対象者になりますが、年金収入金額と合計所得の合計が、80万円以下の方を、80万9,000円以下の方に、次の段で12ページにわたり、利用者負担第3段階1の対象者について、80万円を超え120万円以下の方を、80万9,000円を超え120万円以下の方に改正しようとするものです。

続いて、12ページ中段から14ページまでの6項、老人保健施設入所事業に係る内容です。

改正箇所は13ページになりますが、こちらも同様に、利用者負担第2段階の対象者に

について、８０万円以下の方を、８０万９、０００円以下の方に、利用者負担第３段階１の対象者について、８０万円を超え１２０万円以下の方を、８０万９、０００円を超え１２０万円以下の方に改正しようとするものです。

また、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和７年８月１日から適用するとするものです。

以上で、議案第７７号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第７７号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第１３ 議案第７８号から日程第１５ 議案第８０号まで

○議長（西原 浩君） 日程第１３ 議案第７８号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、日程第１４ 議案第７９号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、日程第１５ 議案第８０号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての３件については、別海町議会会議規則第３７条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

○人事財産課長（齋藤 陽君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 人事財産課長。

○人事財産課長（齋藤 陽君） はい。

議案第７８号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議案第７９号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について及び議案第８０号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての内容については、規約変更理由及び改正要旨が同じであるため一括して説明させていただきます。

議案は１１ページから１３ページ、議案資料は１５ページから１８ページまでに、それぞれの規約の新旧対照表と共通資料をお示ししておりますが、議案本文の朗読と新旧対照表での説明は省略し、共通資料でご説明いたします。

議案資料の１８ページを御覧願います。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約外２規約の変更についてとなります。

本議案は、本町が加入している北海道町村議会議員公務災害補償等組合、北海道市町村総合事務組合及び北海道市町村職員退職手当組合の構成団体である一部事務組合が解散し、当該組合を脱退することに伴い、組合規約の一部変更について、地方自治法第２８６条第１項の規定により、組合構成団体の協議を求められたため、同法第２９０条の規定により、議会の議決を求めるものです。

規約変更理由及び改正要旨については、江差町・上ノ国町学校給食組合が解散し、本件の３つの組合を脱退することに伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約、北海道市町村総合事務組合規約及び北海道市町村職員退職手当組合規約の別表を一部改正するものです。

また、附則において、本規約変更の施行日を、議案第７８号の北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約及び議案第８０号の北海道市町村職員退職手当組合規約については、地方自治法第２８６条第１項の規定による総務大臣の許可の日から、議案第７９号の北海

道市町村総合事務組合規約については、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する、と定めるものです。

以上で、議案第78号、議案第79号及び議案第80号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第78号から議案第80号までの3件について、内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第16 議案第81号

○議長（西原 浩君） 日程第16 議案第81号財産の取得について（小・中学校児童生徒用タブレット端末）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○人事財産課長（齋藤 陽君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 人事財産課長。

○人事財産課長（齋藤 陽君） はい。

議案第81号の内容説明をいたします。

議案の14ページを御覧願います。

本案は、財産の取得にあたり、予定価格が1,500万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

1 取得する財産の種類及び数量、小・中学校児童生徒用タブレット端末1,216台。

2 取得の方法、随意契約による契約。

3 取得価格、6,768万2,560円、内消費税及び地方消費税額、615万2,960円。

4 取得の相手方、釧路市星が浦大通3丁目7番10号、大丸株式会社道東支店釧路出張所所長、清野広大。

次に、本案提出に至るまでの、経過について御説明いたします。

本案は、町内小、中学校の児童、生徒が使用するタブレット端末を更新するものですが、その購入にあたっては国の公立学校情報機器整備事業費補助金を活用することとしており、この補助金の補助要件として、道が各市町村のGIGA端末の購入数を取りまとめ、道が実施する入札により落札した業者と市町村が契約することが定められており、北海道が実施した一般競争入札により大丸株式会社が落札したことから、本案の大丸株式会社道東支店釧路営業所と見積合せを執行したところです。

見積合せの執行は、8月21日。

大丸株式会社道東支店釧路出張所から提出された見積額は、予定価格の範囲内であったことから、契約の相手方として決定することとし、現在、仮契約中であります。

なお、納期は、翌年3月31日までとなります。

取得する財産の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の19ページを御覧ください。

次の20ページまでが本案の資料となります。

購入物品名は、小・中学校児童生徒用タブレット端末、数量は1,216台です。

端末の型式は、dynabook K70/HY、形状は、タブレット型パソコン 2 in 1 となり、ノートパソコンとしても使用できるものとなります。

その他端末の詳細な仕様及び特徴については、次のページにわたって記載しておりますが、詳細な内容については、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第 81 号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第 81 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○2 番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） 2 番吉田議員。

○2 番（吉田和行君） はい。

ではお聞きします、このタブレット型端末について、この型式、タブレットの物に関しては、今使ってる物と同じ型式なのでしょうか。

また、この型式を選んだ理由等があれば、お知らせください。

○教育部次長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部次長。

○教育部次長（角川具哉君） 回答させていただきます。

今使っている型式と同じかということなんですけれども、機種は違うんですけれども、OS に関しましてはウィンドウズということになってます。

機種を選定した、選定の仕方につきましては、北海道の共同調達という中で、北海道がですね、機種を選定するんですけれども、その選定の中で、文科省の学校 DX 戦略アドバイザーという方の意見をいただきまして、最低限必要なスペックというものを確認した中で、そのスペックを満たす機種から、町のほうで機種を選定して、校長会通じまして、承認を頂いて、選定しているという状況になってます。

以上です。

○2 番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） 2 番吉田議員。

○2 番（吉田和行君） はい。

文科省選定の機種ということ、その中から選んだということでしたが、今各学校で使ってるタブレット端末について、児童生徒、また教員のほうから、使いづらいとかの声、私の耳にも入ってきて、ほかの議員さんもそういう意見を聞いているということなんですけれども、使いづらいというのは使ってる間に突然画面が落ちたりとか使ってるタブレットが何でしょうね、使い勝手が悪いとか、いろいろ話が聞いているんですけれども、その部分を考慮、この選定をするときにですね、考慮したのかどうかと、またこの文科省で選定している機種は何種類あるのか。

お答えできるようにしたらお願いいたします。

○議長（西原 浩君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

午前 11 時 18 分 休憩

午前 11 時 21 分 再開

○議長（西原 浩君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○教育部次長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部次長。

○教育部次長（角川具哉君） はい、すいません、回答させていただきます。

まず機種について、先ほどＯＳウィンドウズということなんですけれども、文科省のほうから、満たすスペック、これ以上のスペックにしてくださいというものが示されている中では、ウィンドウズについては、９種類、参考に示されている状況です。

またですね、現場の声につきましては、教員からそういう声が届いてないんですが、校長会のほうを通じまして、現場の声をということで、話をしながら決めているという状況になっています。

以上です。

○議長（西原 浩君） 吉田議員、よろしいですか。

○２番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） はい、それではそのほか質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので質疑を終わります。

◎日程第１７ 議案第８２号

○議長（西原 浩君） 日程第１７ 議案第８２号財産の取得について（別海町酪農工場アイスクリームフリーザー）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○人事財産課長（齋藤 陽君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 人事財産課長。

○人事財産課長（齋藤 陽君） はい。

議案第８２号の内容説明をいたします。

議案の１５ページを御覧ください。

本案は、財産の取得にあたり、予定価格が１,５００万円を超えるため、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

１ 取得する財産の種類及び数量、別海町酪農工場アイスクリームフリーザー１台。

２ 取得の方法、随意契約による契約。

３ 取得価格、４,４６６万円、内消費税及び地方消費税額、４０６万円。

４ 取得の相手方、札幌市白石区本通１８丁目北３番６６号、北海道オリオン株式会社代表取締役、大島道文。

次に、本案提出に至るまでの、経過について御説明いたします。

本案は、酪農工場のアイスクリームフリーザーを更新するものですが、酪農工場の乳製品製造に係る設備は、本案の北海道オリオン株式会社が施工しており、酪農工場の仕様に合わせた個別設計で特殊性が高く、機器等の更新は製造工程や設備を十分把握している業者の対応が必要となります。

また、更新作業時はアイス生産ラインにおける自動洗浄時の流量調整も必要であることから、機器の更新を確実に実施できるのは、工場の構造や機械設備を熟知している北海道オリオン株式会社のみであるため、同社との見積合せを執行したところです。

見積合せの執行は、８月２１日。

北海道オリオン株式会社から提出された見積額は、予定価格の範囲内であったことか

ら、契約の相手方として決定することとし、現在、仮契約中であります。

なお、納期は、翌年3月31日までとなります。

取得する財産の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の21ページを御覧願います。

購入物品名は、別海町酪農工場アイスクリームフリーザー、数量は1台です。

型式、NCFR-21RS、電力、4.5kw、高さ、1,900mm、幅、600mm、奥行、1,950mmとなっています。

22ページには、外形寸法図を掲載させていただいております。

以上で、議案第82号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第82号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第18 諮問第1号

○議長（西原 浩君） 日程第18 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

人権擁護委員は法務大臣が委嘱するものでありますけれども、その選定に当たっては、まず市町村長が議会の意見を伺った上で、地域の候補者を法務局に推薦することとなります。

別海町では現在、菅野笑子さん、伊勢瞳さん、寺地ちひろさん、登藤和哉さん、丹羽大地さん、この5名の方々に、人権擁護委員として御活躍を頂いているところでございますけれども、このたび、菅野笑子さん、それから伊勢瞳さん、さらに寺地ちひろさん、この3名が令和7年12月31日をもって3年間の任期が満了となります。

また、寺地ちひろさんにおいては、任期満了に伴いまして、退任をされることとなりました。

つきましては、引き続き菅野笑子さんを人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

新たな任期につきましては、令和8年1月1日から令和10年12月31日までの3年間となります。

菅野さんにつきまして、主な経歴につきまして若干申し上げます。

菅野笑子さんは、昭和57年に三重県の松阪女子短期大学を卒業し、同年4月から、38年間の長きにわたりまして、本町の保育士として勤務され、令和2年3月上西春別保育園の園長を最後に退職されております。

現在は、別海町コミュニティ・スクール運営協議会委員を務められており、積極的に地域の子供の教育との関わりを持たれているなど、各方面で御活躍されている方でございま

す。

長年保育の現場で活躍され、豊富な経験から、地域からの信頼も厚く、人格、見識にすぐれており、菅野笑子さんを引き続き人権擁護委員の候補者として法務大臣に対しまして推薦いたしたく思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（西原 浩君） 諮問第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

次の議事に入る前に申し上げます。

地方自治法第117条の規定により、伊勢徹議員が除斥となりますので、退席をお願いいたします。

（4番 伊勢徹議員 退席）

◎日程第19 諮問第2号

○議長（西原 浩君） 日程第19 諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について御説明を申し上げます。

本件につきましても、諮問第1号と同様に、令和7年12月31日をもって任期満了となります伊勢瞳さんを、引き続き人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

新たな任期につきましては、令和8年1月1日から令和10年12月31日までの3年間となります。

伊勢さんの主な経歴について若干申し上げます。

伊勢瞳さんは、昭和49年に、北海道釧路湖陵高等学校を卒業され、民間会社勤務をいたしまして、現在は、株式会社丸イ佐藤海産の相談役や別海町商工会女性部長を務めており、外国人や障害のある方に雇用の場を提供し、日頃から深く関わりを持たれているなど、各方面で御活躍をされている方でございます。

地域からの信頼も厚く、人格、見識ともにすぐれた方でございます。

伊勢瞳さんを引き続き人権擁護委員の候補者として法務大臣に対し推薦いたしたく思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（西原 浩君） 諮問第2号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前 11 時 32 分 休憩

(4 番 伊勢徹議員 入場)

午前 11 時 32 分 再開

○議長(西原 浩君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第 20 諮問第 3 号

○議長(西原 浩君) 日程第 20 諮問第 3 号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○町長(曾根興三君) はい。

○議長(西原 浩君) 町長。

○町長(曾根興三君) 諮問第 3 号人権擁護委員候補者の推薦について御説明を申し上げます。

本案につきましては、令和 7 年 12 月 31 日の任期満了に伴いまして、退任される寺地委員のかわりに、新たに佐々木陽祐さんを人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

任期については、令和 8 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までの 3 年間となります。

佐々木さんの主な経歴につきまして、若干申し上げます。

佐々木陽祐さんは、平成 25 年に、早稲田大学を卒業後、民間会社の勤務を経て、令和 5 年に、佐々木陽祐司法書士事務所を開業され、現在に至っております。

国民の生活に密着した法務サービスを提供する司法書士としての経験から、地域の信頼も厚く、人格、見識ともにすぐれた方であります。

佐々木陽祐さんを、人権擁護委員の新たな候補者として法務大臣に対し推薦いたしたく思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長(西原 浩君) 諮問第 3 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 質疑を終わります。

◎日程第 21 認定第 1 号から日程第 28 認定第 8 号まで

○議長(西原 浩君) 日程第 21 認定第 1 号令和 6 年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第 22 認定第 2 号令和 6 年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 23 認定第 3 号令和 6 年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 24 認定第 4 号令和 6 年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 25 認定第 5 号令和 6 年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 26 認定第 6 号令和 6 年度町立別海病院事業会計決算認定について、日程第 27 認定第 7 号令和 6 年度別海町水道事業会計決算認定

について、日程第28 認定第8号令和6年度別海町下水道等事業会計決算認定についての8件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

この8件の決算認定については、予算決算審査特別委員会に付託し、詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については、要点のみにとどめて説明願います。

○副町長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（浦山吉人君） 認定第1号から認定第8号までの、令和6年度別海町各会計決算について、御説明をいたします。

決算書が大冊となりますので、議案資料により、決算の概要を一括して説明をし、議案説明とさせていただきます。

議案資料は23ページから25ページまでになります。

資料24ページから説明をいたしますので御覧いただきたいと思います。

最初に、令和6年度別海町一般会計及び特別会計決算概要です。

1 一般会計及び特別会計決算概要。

単位は円で表示をしております。

表の左から認定番号、会計名、歳入収入済額、歳出支出済額、歳入歳出差引残額、うち基金繰入額の順に申し上げます。

1 一般会計、収入済額373億9,096万6,520円、支出済額369億4,632万816円、差引残額4億4,464万5,704円、うち基金繰入額1億1,000万円。

次に、2 国民健康保険特別会計、収入済額23億7,127万9,315円、支出済額23億6,813万6,969円、差引残額314万2,346円、うち基金繰入額200万円。

次に、3 介護サービス事業特別会計、収入済額5億1,560万5,959円、支出済額5億1,528万977円、差引残額32万5,862円。

次に、4 介護保険特別会計、収入済額12億3,383万9,282円、支出済額12億3,310万3,715円、差引残額73万5,567円。

次に、5 後期高齢者医療特別会計、収入済額2億3,483万411円、支出済額2億3,424万6,611円、差引残額58万3,800円。

次に、下段の2 一般会計及び特別会計の実質収支に関する調書です。

単位は1,000円で表示をしております。

表の左から認定番号、会計名、歳入総額、歳出総額、歳入歳出差引額、翌年度へ繰り越すべき財源、実質収支額、うち基金繰入額の順に申し上げます。

1 一般会計、歳入総額373億9,096万6,000円、歳出総額369億4,632万1,000円、差引額4億4,464万5,000円、繰越明許費繰越額2億2,710万4,000円、繰り越すべき財源合計額も同様に2億2,710万4,000円、実質収支額2億1,754万1,000円、うち基金繰入額1億1,000万円。

次に、2 国民健康保険特別会計、歳入総額23億7,127万9,000円、歳出総額23億6,813万7,000円、差引額314万2,000円、実質収支額も同様に314万2,000円、うち基金繰入額200万円。

次に、3 介護サービス事業特別会計、歳入総額5億1,560万5,000円、歳出総額5億1,528万円、差引額32万5,000円、実質収支額も同様に32万5,000円。

次に、4介護保険特別会計、歳入総額12億3,383万9,000円、歳出総額12億3,310万3,000円、差引額73万6,000円、実質収支額も同様に73万6,000円。

次に、5後期高齢者医療特別会計、歳入総額2億3,483万円、歳出総額2億3,424万7,000円、差引額58万3,000円、実質収支額も同様に58万3,000円。

次に資料の25ページを御覧ください。

令和6年度別海町一般会計及び特別会計決算の財産の概要です。

初めに、1の公有財産ですが、決算年度末の数値で申し上げます。

土地地積合計9,307万7,398平方メートル、建物延面積合計22万7,777平方メートル、山林面積合計6,622万1,309平方メートル、山林立木推定蓄積量合計81万1,141立方メートル、次に有価証券の合計、株券で9,564万円、出資による権利の合計10億3,528万円となっております。

次に、右のほうに移りまして、2の物品・債権・基金についてです。

こちらも決算年度末の数字で申し上げます。

物品合計、車両が166台、債券合計、貸付金で1億7,087万2,000円、基金合計、28基金の預金額で125億1,474万4,000円。

再掲として、定額運用基金の状況でございますけれども、運用基金につきましては、基金会計が直接支出経理できるもので、年度末残高では、早坂善也奨学基金預金額で241万7,000円、土地開発基金預金額で1億104万3,000円となっております。

次に、下段の令和6年度別海町各企業会計決算概要です。

単位は円で表示をしております。

決算額で申し上げます。

6町立別海病院事業会計は、収益的収入及び支出の事業収益の決算額で、22億7,969万8,356円、事業費用の決算額で、23億1,285万9,141円。

次に、資本的収入及び支出では、資本的収入の決算額で、2億8,097万円、資本的支出の決算額で3億6,058万3,397円となっております。

次に、7水道事業会計ですが、収益的収入及び支出の事業収益の決算額で11億349万2,615円、事業費用の決算額で、8億9,323万9,399円、資本的収入及び支出では、資本的収入の決算額で3億4,190万9,292円、資本的支出の決算額で7億8,564万9,689円となっております。

次に、8下水道等事業会計ですが、収益的収入及び支出の事業収益の決算額で、6億7,363万8,613円、事業費用の決算で5億6,865万7,584円、資本的収入及び支出では、資本的収入の決算額で1億6,844万1,440円、資本的支出の決算額で3億1,755万1,335円となっております。

以上、認定第1号から認定第8号までの各会計決算の要点について説明をさせていただきました。

なお、本件認定には、決算書に監査委員の各会計決算審査意見書を付すとともに、主要な施策の成果一覧表を添付しておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。

○議長（西原 浩君） お諮りします。

ただいま上程中の令和6年度別海町各会計決算認定の8件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって認定第1号から認定第8号までの8件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま全員による予算決算審査特別委員会に付託されましたので、本会議での質疑は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、本会議での質疑は省略することに決定いたしました。

◎日程第29 同意第1号

○議長(西原 浩君) 日程第29 同意第1号別海町固定資産評価委員の選任についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○町長(曾根興三君) はい。

○議長(西原 浩君) 町長。

○町長(曾根興三君) 同意第1号別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明を申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会委員につきましては、現在3名の委員を選任させていただいておりますが、本年9月30日をもって、3年間の任期が満了となります。

本案は、これまで5期15年、委員を務めていただいた島田安信さんを引き続き、固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

新たな任期につきましては、令和7年10月1日から令和10年9月30日までの3年間となります。

島田さんは、尾岱沼潮見町138番地の9にお住まいで、昭和21年5月10日生まれの79歳でございます。

島田さんの経歴を若干申し上げますと、昭和40年4月から平成18年6月まで41年間、野付漁業協同組合に勤務され、漁業全般にわたり経験豊富な方でございます。

島田さんの公職歴につきましては、平成19年12月から現在まで、別海町民生児童福祉委員を担っていただいております。

また、平成9年4月から現在まで、尾岱沼連合町内会理事、尾岱沼潮見町南町内会長を歴任されております。

島田さんは、地域の人望も厚く、人格、識見ともに大変すぐれた方でございますので、引き続き選任をいたしたく、議会の皆様方の同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長(西原 浩君) 同意第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 質疑を終わります。

◎日程第30 同意第2号

○議長(西原 浩君) 日程第30 同意第2号別海町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○町長(曾根興三君) はい。

○議長(西原 浩君) 町長。

○町長(曾根興三君) 同意第2号別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明を申し上げます。

本案につきましても、固定資産評価審査委員会委員の選任同意案件でございます。

これまで3期9年間、固定資産評価審査委員会委員を務めていただきました森本哲男さんを引き続き委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

新たな任期につきましては、令和7年10月1日から令和10年9月30日までの3年間となります。

森本さんは別海常盤町243番地の9にお住まいで、昭和27年11月30日生まれの満72歳でございます。

森本さんの経歴を若干申し上げますと、昭和46年4月から平成25年3月までの42年間、別海町役場に勤務されておりまして、行政全般にわたり経験豊富な方でございます。

また、平成27年8月から平成30年7月まで、別海町共同募金委員会評議員を務めており、平成28年4月から令和2年3月まで、別海常盤町内会長を担うなど、森本さんは、地域の人望も厚く、人格、識見ともに大変すぐれた方でございますので、引き続き選任いたしたく同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長(西原 浩君) 同意第2号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 質疑を終わります。

◎日程第31 同意第3号

○議長(西原 浩君) 日程第31 同意第3号別海町固定資産評価委員の選任についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○町長(曾根興三君) はい。

○議長(西原 浩君) 町長。

○町長(曾根興三君) 同意第3号別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

これも、今まで同様、固定資産評価審査委員会委員の選任同意案件でございまして、これまで2期6年間、固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております、坪内省

志さんを引き続き委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

新たな任期につきましても、令和7年10月1日から令和10年9月30日までの3年間となります。

坪内さんは、西春別駅前柏町7番地の12にお住まいで、昭和35年11月5日生まれの満64歳でございます。

坪内さんの経歴を若干申し上げますと、昭和55年4月に西春別農業協同組合に就職、現在も道東あさひ農業協同組合西春別支所、生産課生乳改良係として勤務をされており、農業全般にわたり経験豊富な方でございます。

また地域においても、これまで西春別駅前柏町内会の副会長や会長を歴任され、現在は同町内会の会長になっておられるなど、地域の人望も厚く、人格、識見ともに大変すぐれた方でございますので、引き続き選任いたしたく同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西原 浩君） 同意第3号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第32 報告第12号

○議長（西原 浩君） 日程第32 報告第12号放棄した債権の報告についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみであります。

○経営管理部長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 経営管理部長。

○経営管理部長（寺尾真太郎君） 報告第12号の内容説明をいたします。

議案の30ページを御覧ください。

本件は別海町債権管理条例第16条の規定に基づき放棄いたしました債権について、同条例第17条の規定により報告するものです。

議案の31ページにお進みください。

令和6年度債権放棄調書になります。

放棄した債権の名称は、し尿処理手数料で、債権放棄の理由は、条例第16条第6号の規定、消滅時効が完成し、かつ、所在不明等により、債務の履行意思の有無を確認することができないもので、1人1件で9,920円です。

令和6年度の債権放棄は、この1件で、令和7年3月31日付で手続を終えております。

以上で報告第12号の内容説明を終わります。

◎日程第33 報告第13号

○議長（西原 浩君） 日程第33 報告第13号令和6年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみであります。

○経営管理部長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 経営管理部長。

○経営管理部長（寺尾真太郎君） 報告第13号、令和6年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率についての内容説明をいたします。

議案の32ページを御覧ください。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、毎年度健全化判断比率を、公営企業におきましては、資金不足比率を、その算定の基礎となる事項を記載した書類とともに、監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該各比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないと規定されているためここに報告をするものです。

なお、監査委員の意見につきましては、令和6年度決算、財政健全化審査及び経営健全化審査意見書を別に配付させていただいております。

また、本日の議会への報告と併せまして、町ホームページ上でも公表を、別海広報には、決算状況と併せまして公表予定でありますことを申し添えます。

それでは各比率の状況について御説明いたします。

下の表を御覧ください。

まず最初の表で健全化判断比率です。

健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの指標がございます。

一つ目の実質赤字比率は、一般会計の実質的な赤字額が標準財政規模に占める比率をあらわし、財政運営の深刻度を示すもので、この比率が生じた場合には、赤字の早期解消を図る必要がありますが、令和6年度の一般会計の決算は黒字となりましたことから、赤字比率は生じておりません。

二つ目の連結実質赤字比率は、公営企業会計を含む、全ての会計を合算し、赤字の程度を示すものですが、一般会計及び特別会計の全ての会計で黒字決算、また、公営企業会計は、流動資産が対象となる流動負債等を上回っておりますことから、こちらも、赤字比率は生じておりません。

三つ目の実質公債費比率は、地方債元利償還金などの債務が標準財政規模に占める比率を表し、債務の財政負担の大きさや資金繰りの危険度を示すもので、過去3か年の平均、比率となります。

令和6年度の比率はですね11.1%となりまして、地方債の発行が制限される、早期健全化基準の25%や、財政再生計画を義務づけられる財政再生基準の35%を大きく下回っております。

なお、前年度比較では増減はございません。

四つ目の将来負担比率は、地方債元利償還金や、債務負担行為等の将来負担すべき実質的な債務が標準財政規模に占める比率を表し、債務の負担が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかというものを示すものです。

将来負担額よりも、ふるさと応援基金を初めとする基金残高の総額が上回ったことなどにより、令和5年度決算同様に将来負担比率は生じておりません。

次にその下の表で資金不足比率です。

資金不足比率は、公営企業の経営状況を表す指標で、公営企業の資金不足額が事業規模

に占める比率を表します。

本町では、町立別海病院事業会計、水道事業会計、下水道等事業会計分の公表となりますが、令和6年度は三つの会計全てにおいて資金不足がなかったことから、資金不足比率は生じていない内容となっております。

以上で報告第13号の内容説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。

なお、明日は一般質問を午前10時から開きますので、御参集願います。

皆様、大変御苦労さまでした。

散会 午後00時02分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員